

生駒市選挙管理委員会告示第28号

生駒市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成20年9月2日

生駒市選挙管理委員会委員長 山本 清一

生駒市検察審査員候補者選定規程の一部を改正する告示

生駒市検察審査員候補者選定規程（昭和52年11月生駒市選挙管理委員会告示第40号）の一部を次のように改正する。

題名中「候補者」の次に「予定者」を加える。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この告示は、検察審査会法（昭和23年法律第147号。以下「法」という。）第10条第1項の規定により生駒市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が行う検察審査員候補者の予定者（以下「予定者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条中「候補者及び」を削る。

第3条第2項中「10個の番号球のくじ」を「10本のくじ棒」に改め、同条第3項中「前項のくじ」を「第1項の規定」に、「割り当てられた候補者の員数の倍数」を「通知のあった員数」に改める。

第4条中「1人ずつ」を「1人ずつ」に改める。

第5条及び第6条を削る。

第7条第1項中「選定録」を「選定の次第及び結果等を記載した選定録」に改め、同条を第5条とする。

附 則

この告示は、平成20年9月2日から施行する。